

収容定員の変更の趣旨等を記載した書類

1. 収容定員変更の内容

鳥取大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施した。また、「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 22 年度に 13 名を、「新成長戦略」に基づき平成 23 年度に 4 名を、平成 24 年度に 3 名を平成 31 年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成 30 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 100 名から 105 名に変更する。

これに合わせて、収容定員についても平成 31 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 545 名から 555 名に変更する。

2. 収容定員変更の必要性

平成 29 年度に鳥取県が実施した医師必要数調査において全県で 226.9 人不足という数値が出されている（資料 1）。特に中山間地域を抱える町村部を中心に医師が不足しており、公立病院等から鳥取県に対して多くの医師派遣要請があるが、まだ十分には応えることができない現状である。その中で、鳥取県が実施する鳥取県緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠）の制度は、県が指定する県内医療機関への 9 年間の勤務を返還免除の要件としており、県内の医師不足の病院へ直接配置できることから、医師確保対策としてきわめて有効である。また、特別養成枠の学生は、学部教育や鳥取県寄附講座（地域医療学講座）によって地域医療マインド育成に繋がる教育を重点的に行っていることもあり、将来、総合診療医等として中山間地域を含む地域医療に貢献しうる可能性が最も高いと期待される。なお、本学は鳥取県と毎年不定期ではあるが、医師の確保、奨学金受給学生への対応について意見交換を行っており、より確実に地域に定着する医師を確保するための方策を検討している。

特別養成枠は、平成 21 年度創設以降、平成 28 年度まで毎年定員 5 名を満たしており、奨学金受給者は平成 29 年 2 月末現在で 40 名となっている。平成 28 年度をもって第一期生が初期研修を終え、平成 29 年度の後期研修後、平成 30 年度以降、順次県内の医師不足病院に派遣される予定である。

このことから、特別養成枠による定員増として、引続き入学定員増を図ることで、地域が必要とする医師を確保するものである。

3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 入学者選抜方法

平成 30 年度の鳥取大学医学部医学科の特別入試（推薦入試Ⅱ）において特別養成枠の選抜を実施する。

●出願資格

鳥取県から「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」の決定を受けている者で、高等学校を平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月に卒業した者（平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という）及び平成 30 年 3 月卒業見込みの者（平成 29 年 4 月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。）であり、医学に興味を持ち、人物・学力が優秀で、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者

●出願手続

- ・特別入試（推薦入試Ⅱ）の出願期間に、特別養成枠選抜の出願をさせる。
- ・出願書類は、志願票、電算処理原票、写真票、受験票、振替払受付証明書貼付票、センター試験成績請求票、調査書及び推薦書（出身高等学校長作成）、検定料、「予約奨学生」の決定通知書（写）等。

●選抜方法

- ・特別入試（推薦入試Ⅱ）で特別養成枠の選抜を実施する。
- ・大学入試センター試験の成績、調査書、推薦書及び面接の結果により総合的に判定する。

(2) 教育課程の内容

地域医療に関する卒前教育は、1 年次に早期体験実習で大学病院及び鳥取県西部の中小病院・クリニックを訪問し見学を行い、入学後早期に医学や地域医療についての学習の動機付けを実施している。2 年次に地域医療学セミナーで地域医療実践者による特別講義を実施している。3 年次には、4 週間の研究室配属で特別養成枠学生（各学年 5 名以内）は地域医療学講座に配属することが決められており、地域医療教育拠点として日野病院に設けられた「鳥取大学地域医療総合教育研修センター」で総合診療と保健・医療・福祉の連携、地域包括ケア、多職種連携などについて実践的に学ぶ機会を設けている。また、地域医療学の教員と一緒に自治医大と奈義ファミリークリニックを視察し、実践的に学習する機会を設けている。4 年次に地域医療体験で鳥取県全域の種々の医療施設（各自 4 施設）を訪問し、各施設の医療特性を学び、多職種との交流を実施している。5 年次に臨床クラークシップⅠで、日野病院にある鳥取大学地域医療総合教育研修センターでの地域医療実習を必修とし、プライマリケアに関する実習を各自 1 週間ずつ行うこととしている。6 年次に臨床クラーク

シップⅡで希望した学生に前述のセンターで地域医療の外来病棟演習を実施している。

さらに、平成 30 年度から新カリキュラムに移行し、国際基準による医学教育の認証を受審する予定である。医学科では、医学教育改革に向けて、まずコンピテンスとコンピテンシーについての議論がなされ、「地域医療」が 8 項のコンピテンスの一つに位置づけられた。現在、このコンピテンス・コンピテンシーに基づいて、新カリキュラムの課程表等が検討されている。この新カリキュラムでは、総合診療教育の充実のため、3 年生で「症候学」を新たに開講する予定である。

また、地域枠学生の地域医療へのモチベーションを喚起するため、地域医療学講座が提案する複数企画（ベーシック・アドバンス総合診療グループ演習、プライマリケア連合学会、家庭医療テキスト勉強会、モデル地区での地域体験ツアーなど）や鳥取県企画のサマーセミナー・スプリングセミナーのうち、一つ以上の参加を必須とし、年度目標と総括を義務付け、正規のカリキュラム外での自発的な学習を促す予定である。

（３）卒業後のキャリアパス形成

平成 29 年 3 月に鳥取大学特別養成枠と自治医科大学の医師のキャリアパスが改訂された。これらの医師はいずれも県職員として 9 年間勤務の義務を有するので、両者に共通の制度として整備された。

１．鳥取大学特別養成枠卒業医師の臨床研修（医籍登録後 1、2 年目）

県内の基幹型臨床研修病院で研修する。（事情により、福祉保健部長が適当であると認めた場合には、県外での実施も可とする。）

２．後期研修及び派遣

次の通り実施する。

①内科診療を中心とする総合医として勤務をする場合。

- 1) 後期研修 1：臨床研修を修了した直後に、県立の基幹型臨床研修病院または鳥取大学医学部附属病院のうち、県の指定する病院で実施する。（同 3 年目）
- 2) 後期研修 1 修了後の総合医の派遣先は自治体病院とする。（同 4～5 年目）
- 3) 後期研修 2：おおむね医籍登録後 6 年目の 1 年間とし、県内基幹型臨床研修病院での実施を基本とする。
- 4) 後期研修 2 修了後の派遣先は、自治体病院等とする。（同 7～9 年目）

※医籍登録後 3 年目からの 4 年間で、内科専門医または総合診療専門医の取得を目指すことができる。

②特定診療科（産婦人科、小児科、精神科及び救急科）に進む場合。

- 1) 特定診療科選択願を提出して、福祉保健部長の承認を受けなければならない。
- 2) 選択した診療科について、県内病院を基幹施設とする専門医研修プログラムに従って鳥取県内の病院において実施する。（同 3～5 年目）

3)後期研修修了後の派遣先は、原則として自治体病院等とする。(同6～9年目)

3. 派遣先の決定

鳥取県福祉保健部と病院局及び県立病院が協議のうえ異動案を作成し、知事決裁により決定する。

(4) 女性医師の定着策

- ① 平成19年10月 医学部附属病院内に24時間保育所を開設した。
平成22年5月 病児保育を開始した(平成23年9月～24年10月まで、施設改修のため中断)。平成26年7月からは、病児保育の開始を8時半から7時半に早め、朝の勤務開始時間に間に合う体制に変更した。
平成24年4月 保育所を増築し、定員65名から95名に増員した。
平成28年1月 保育所にて、学童保育(遅い時間の一時預かり保育と宿泊保育)を開始した。
- ② 平成21年7月に「女性医師の未来を拓く男女共同参画シンポジウム」を開催してワークライフバランスへの意識啓発に取り組むとともに、22年3月には鳥取県知事に「医師の未来を拓くWLB提言書」を提出し、女性医師を含めた医師の働き方や環境整備に対して提言した。
- ③ 平成22年5月には、医師を含めた全職員対象の「働きやすさ」を推進するためにワークライフバランス支援センターを設置した。
- ④ 平成22年7月には、女性用トイレを改修してパウダールームを設置したほか、当直室を改修し環境の整備を行った。平成23年9月には、女性医師専用の更衣室を設置した。専用更衣室は平成25年に女性職員全員のためのロッカー室(兼更衣室)へと吸収され現在に至る。ロッカー室内には、シャワー室、仮眠室、授乳・搾乳室を整備している。
- ⑤ 平成22年12月には、地域の企業と連携し家事支援として「夕食持ち帰りサービス」を開始した。平成24年には幼児用メニューも追加した。
- ⑥ 平成23年4月から、育児・介護・病気などから復帰した附属病院の医師が勤務時間や勤務日数、業務内容を負担のない範囲で選択でき、キャリアを継続できるよう「医師キャリア継続プログラム」の運用を開始した。
- ⑦ 平成24年4月から県の協働事業(委託事業)として「鳥取県医師復帰支援システム」を開始した。このシステムは、県内の女性医師を対象に復帰研修機関の協力を得て一時的に現場を離れた医師の復帰の研修を行うシステムであり、本院は鳥取県西部地区の復帰研修機関として毎年数名の女性医師を受け入れている。
- ⑧ 平成22年には「ワークライフバランス勉強会」、平成22年～25年にかけて「医療の現場を元気にする鳥取県女性医師の会」、平成23年には「女性医師を妻に持つ夫の会」、平成26年からは医師と医学生の交流会を開催しており、職場での啓発

や交流、他院や医師会、行政との連携協力の取り組みを行っている。

- ⑨ 平成 24 年 1 月から、「メンター制度」を開始した。メンターは、各部署の上司から推薦された職員でメンターの養成研修を受講しており、全職種、全年代層の男女のメンターを配置し、相談対応の体制を整備した。また、育児や介護を経験した先輩職員に相談できる「面談パートナー制度」も整備して、悩みを相談しやすい環境を整えた。
- ⑩ 平成 26 年 5 月からは、身体への負担を少なく安心して業務に従事してもらえるようマタニティー白衣の貸し出しを開始した。
- ⑪ 鳥取県からの補助を一部受け、平成 25 年 10 月より「仕事と育児の両立応援補助事業」を開始した。突発的な事情により業務中に保育が必要となった際に民間の保育サービスの利用料の 2 / 3 を補助するものである。手術延長や急病などの対応、子どもが病気の時などに利用されている。

鳥取県の圏域別の医師の充足数(病院)

県全体 (44病院)

(現員数)1,137.3人[1,116.3人]

(必要数)1,364.2人[1,337.0人]



(充足率)83.4%[83.5%]

(不足数)

226.9人【1病院平均 5.2人】

[220.7人【1病院平均 5.0人】]

● 医師数は、21人増(前年比)

(H27)

(H28)

(H29)

1,114.2人 → 1,116.3人 → 1,137.3人

〔初期臨床研修医を含む〕

1,195.8人

● 不足数は、6.2人増(前年比)

(H27)

(H28)

(H29)

208.5人 → 220.7人 → 226.9人

鳥大附属病院

(現員数)386.0人[366.6人]

(必要数)404.7人[391.1人]



(充足率)95.4%[93.7%]

(不足数)18.7人[24.5人]

境港市

大山町

白吉津村

米子市

南部町

伯耆町

江府町

日野町

日南町

琴浦町

北栄町

倉吉市

三朝町

鳥取市

八頭町

智頭町

若桜町

岩美町

西部保健医療圏

(鳥大附属病院除く19病院)

(現員数)286.6人[289.2人]

(必要数)339.1人[327.8人]



(充足率)84.5%[88.2%]

(不足数)

52.5人【1病院平均 2.8人】

[38.6人【1病院平均 2.0人】]

中部保健医療圏

(10病院)

(現員数)142.0人[137.4人]

(必要数)194.6人[191.0人]



(充足率)73.0%[71.9%]

(不足数)

52.6人【1病院平均 5.3人】

[53.6人【1病院平均 5.4人】]

東部保健医療圏

(14病院)

(現員数)322.7人[323.1人]

(必要数)425.8人[427.1人]



(充足率)75.8%[75.6%]

(不足数)

103.1人【1病院平均 7.4人】

[104.0人【1病院平均 7.4人】]

資料:平成29年1月1日現在「医師数に関する調査」(鳥取県地域医療支援センター調べ)

(注1)必要数は、現行の診療体制を基本とした上で、それぞれの病院が平成29年4月1日に必要としている医師数。

(注2)現員数は平成29年1月1日現在の医師数で、初期臨床研修医を除いている。

(注3)[]内は前年数値。

平成 30 年度
医学部入学定員増員計画

鳥大企第 50 - 1 号

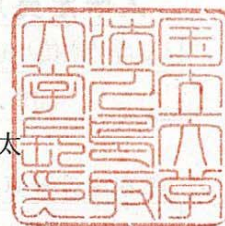
平成 29 年 7 月 19 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人

鳥取大学長

豊 島 良 太



「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について（平成 29 年 7 月 10 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学部長・廣岡 保明
	TEL	0859-38-7035
	FAX	0859-38-7029
	E-mail	me-gakuji@ml.adm.tottori-u.ac.jp

1. 現在（平成 29 年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
105 名	5 名	0 名	655 名

（収容定員計算用）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
（ア）入学定員	105	105	105	105	105	105	630
（イ）2 年次編入学定員	5	5	5	5	5	－	25
（ウ）3 年次編入学定員							

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の平成 30 年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
100 名	5 名	0 名	545 名

（収容定員計算用）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
（ア）入学定員	100	100	80	80	80	80	520
（イ）2 年次編入学定員	5	5	5	5	5	－	25
（ウ）3 年次編入学定員							

3. 平成 30 年度の増員計画

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
105 名	5 名	0 名	555 名

（収容定員計算用）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
（ア）入学定員	105	105	80	80	80	80	530
（イ）2 年次編入学定員	5	5	5	5	5	－	25
（ウ）3 年次編入学定員							

↓ 内訳

（１）地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増 5 名

ア．対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	鳥取県	5 名
-------------	-----	-----

大学所在地以外の都道府県		名
--------------	--	---

（２）（１）のうち平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に係る入学定員／編入学定員増 5 名

ア．対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	鳥取県	5 名
-------------	-----	-----

大学所在地以外の都道府県		名
--------------	--	---

(3) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増 ____名

ア. 連携する大学

(4) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例 ____名

ア. 歯学部の削減人数 ____名

(歯学部入学定員：29年度 ____名→30年度 ____名)

* 編入学定員の削減の場合はその旨付記して下さい。

4. 地域の医師確保のための入学定員増について

① 大学が講ずる措置	鳥取県と連携し、平成 21 年度から推薦入試Ⅱに「特別養成枠」(5 人以内) を設け、平成 29 年度入試まで 9 年間実施してきた。 平成 29 年度までと同様に推薦入試Ⅱに鳥取県の奨学金制度に基づく「特別養成枠」(定員 5 人以内) を設ける。 鳥取県は「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」を募集・選考する。上記の鳥取県特別養成枠奨学金予定者の決定を受けていることが出願要件である。高等学校は、平成 30 年度入試では、平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月に卒業した者及び平成 30 年卒業見込みの者で、医学に興味を持ち、人物・学力が優秀で、将来、鳥取県の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ者を「特別養成枠」に推薦できる。
② 地域医療を担う医師の養成に関する取組	医学科 1 年：早期体験実習で大学病院及び鳥取県西部の中小病院・クリニックを訪問し、見学する。入学後早期に医学や地域医療についての学習の動機付けを実施している。 2 年：地域医療学セミナーで地域医療実践者の特別講義を実施している。 3 年：4 週間の研究室配属で特別養成枠学生(各学年 5 名以内) は地域医療学講座に配属することが決められており、地域医療教育拠点として日野病院に設けられた「鳥取大学地域医療総合教育研修センター」で総合診療と保健・医療・福祉の連携、地域包括ケア、多職種連携などについて実践的に学ぶ機会を設けている。また、地域医療学の教員と一緒に自治医大と奈義ファミリークリニックを視察し、実践的に学習する機会を設けている。 4 年：地域医療体験で鳥取県全域の種々の医療施設(各自 4 施設) を訪問し、各施設の医療特性を学び、多職種との交流を実施している。 5 年：今年度より、クリニカルクラークシップⅠで、日野病院(鳥取大学

	地域医療総合教育研修センター)での地域医療実習を必修とした。プライマリケアに関する実習を各自1週間ずつ行うこととしている。 6年:クリニカルクラークシップⅡで希望した学生に日野病院の上記センターで地域医療の外来病棟演習を実施している。 平成30年度から新カリキュラムに移行し、国際基準による医学教育の認証を受審する予定である。医学科では、医学教育改革に向けて、まずコンピテンスとコンピテンシーについての議論がなされ、「地域医療」が8項のコンピテンスの一つに位置づけられた。現在、このコンピテンス・コンピテンシーに基づいて、新カリキュラムの課程表等が検討されている。この新カリキュラムでは、総合診療教育の充実のため、3年生で「症候学」を新たに開講する予定である。 また、地域枠学生の地域医療へのモチベーションを喚起するため、地域医療学講座が提案する複数企画(ベーシック・アドバンス総合診療グループ演習、プライマリケア連合学会、家庭医療テキスト勉強会、モデル地区での地域体験ツアーなど)や鳥取県企画のサマーセミナー・スプリングセミナーのうち、一つ以上の参加を必須とし、年度目標と総括を義務付け、正規のカリキュラム外での自発的な学習を促す予定である。
③都道府県等との連携	「都道府県が講ずる措置」 - 奨学金の設置主体は、鳥取県である。 - 支給額(月額15万円、総支給額1,080万円) - 返還免除の条件: ①卒業の日から2年以内に医師免許を取得し、その後、9年間を県職員(医師)として、知事が命じる県内医療機関に勤務した場合に返還免除。 ②初期臨床研修は、県内病院に限定され(マッチング参加)、勤務義務に含まれる。 ③県職員の身分での後期研修は、県内の基幹型臨床研修病院で2年間行う。 ④義務年限の期間は、事情(育休、病休等による延長を想定)により知事が別途定めることが可能。 - 支給対象:鳥取県が特別養成枠の奨学生を募集、選考する。奨学金貸し付け予定者の決定を受けていることが、鳥取大学の推薦入試の特別養成枠の出願要件である。選考は鳥取大学が実施し、その合格者に支給する。 - 在学中の学生に対する都道府県の相談・指導:医学部地域医療学講座の教員が指導して、特別養成枠の学生の入学・卒業の祝賀会や鳥取県

	出身の自治医科大学学生との交流会が毎年行われており、県の福祉保健部長や医療人材確保室の担当者等が出席し、相談に応じ指導できる体制作りがなされている。また、5年次と6年次の学生には上記の県職員と大学教員が集団及び個別の面談を行い、相談に応じ指導している。 6. 卒後のキャリアパス形成について 平成29年3月に鳥取大学特別養成枠と自治医科大学の医師のキャリアパスが改訂された。これらの医師はいずれも県職員として9年間勤務の義務を有するので、両者に共通の制度として整備された。 (1) 鳥取大学特別養成枠卒業医師の臨床研修（医籍登録後1、2年目） 県内の基幹型臨床研修病院で研修する。（事情により、福祉保健部長が適当であると認めた場合には、県外での実施も可とする。） (2) 後期研修及び派遣は次の通り実施する。 ① 内科診療を中心とする総合医として勤務をする場合。 1) 後期研修1：臨床研修を修了した直後に、県立の基幹型臨床研修病院または鳥取大学医学部附属病院のうち、県の指定する病院で実施する。（同3年目） 2) 後期研修1修了後の総合医の派遣先は自治体病院とする。（同4～5年目） 3) 後期研修2：おおむね医籍登録後6年目の1年間とし、県内基幹型臨床研修病院での実施を基本とする。 4) 後期研修2修了後の派遣先は、自治体病院等とする。（同7～9年目） ※医籍登録後3年目からの4年間で、内科専門医または総合診療専門医の取得を目指すことができる。 ② 特定診療科（産婦人科、小児科、精神科及び救急科）に進む場合。 1) 特定診療科選択願を提出して、福祉保健部長の承認を受けなければならない。 2) 選択した診療科について、県内病院を基幹施設とする専門医研修プログラムに従って鳥取県内の病院において実施する。（同3～5年目） 3) 後期研修修了後の派遣先は、原則として自治体病院等とする。（同6～9年目） (3) 派遣先の決定 鳥取県福祉保健部と病院局及び県立病院が協議のうえ異動案を作成し、知事決裁により決定する。
④ 都道府県が貸与	1. 鳥取県が11月頃に特別養成枠の志願者を募集・選考し、奨学金貸付予定者を決定する。人数の制限はない。

する奨学金を貸与する者の選抜方法	2. 鳥取大学医学部医学科の推薦入試に特別養成枠（5 人以内）を設け、入試と選考を行う。上記の鳥取県特別養成枠奨学金予定者の決定を受けていることが出願要件である。 推薦入試の定員は、今回の定員増（特別養成枠）を含めて 20 人である。入試の成績が上位 20 名の志願者のうち、特別養成枠の志願者の上位 5 名を特別養成枠の合格者とする。
	平成 22 年度に医学部医学科前期日程に鳥取県、島根県、兵庫県、山口県の奨学金貸付と関連した「臨時養成枠」を設け、平成 23 年度と 24 年度に増員した。これらの各県の定員は以下の通りである。 鳥取県枠は平成 22 年度 8 人、平成 23 年度 2 人、平成 24 年度 2 人の定員増で、計 12 人である。その後、鳥取県の強い要請により、従来の定員内で平成 26 年度 2 人の枠を設けており、鳥取県枠は 14 名以内を募集している。 島根県枠は平成 22 年度 2 人、平成 23 年度 2 人、平成 24 年度 1 人の定員増で、計 5 人である。 兵庫県枠と山口県枠は、平成 22 年度からそれぞれ 2 人と 1 人である。前期日程では、センター試験の成績と鳥取大学の個別試験（学力試験と面接）の総合成績によって合否判定をしている。 前期日程の定員は 4 県の臨時養成枠定員（計 22 人）を含めて 65 人であり、総合成績 1 位から 65 位までの中で各県の臨時養成枠の上位から定員までの志願者を臨時養成枠の合格者としている。 これら 4 県の中で前期日程までに県独自の試験を実施しているのは、兵庫県のみで、その成績評価を参考に選考している。
⑤ その他	鳥取大学と県内高校の校長との懇談会が開催されており、その機会に奨学金制度による地域枠の説明をする。 毎年、鳥取県と島根県の高校の進路指導教員への入試説明会を開催しており、その機会に奨学金制度に係わる今回の「特別養成枠」の定員増の申請結果について説明をする。 また、医学部及び鳥取県地域医療支援センターのホームページにおいて今回の「特別養成枠」の定員増の申請結果について掲載し、問い合わせ窓口を設ける。

第201700098724号

平成29年7月18日

厚生労働省医政局長 様

鳥取県知事



平成30年度鳥取大学医学部入学定員の増について（通知）

平成29年7月10日付29文科高第328号及び医政発0710第1号で文部科学省
高等教育局長及び厚生労働省医政局長から通知のあった平成29年度で終了する医学部入
学定員の暫定措置について再度の定員増を行う場合の都道府県が講ずる措置については、
鳥取大学医学部入学定員の暫定措置5名の再度の定員増を設定することを鳥取県保健医療
計画に記載することを確約します。

（担当）

鳥取県福祉保健部健康医療局

医療政策課医療人材確保室 笠見、永江

電話 : 0857-26-7195

ファクシミリ : 0857-21-3048

地域医療に関連したカリキュラム一覧（鳥取大学医学部）

学年	講義	実習	期間（現行～H30.3）	期間（新カリリH30.4～）	場所	必修・選択	内容
1年		早期体験実習	前期（4-7月）	前期（4-7月）	大学病院および鳥取県西部の中小病院・クリニック	必修（全員）	大学病院内の診療科、鳥取県西部の中小病院・クリニックを訪問、仕事内容の見学
	キャリア入門		前期（4-6月）	前期（4月）	大学	必修（全員）	地域医療・総合診療医のキャリア概論
	基礎地域医療学セミナー		×	後期（12-1月）	大学	必修（全員）	地域医療の基礎理論・フレームワークの学習
2年	基礎医学セミナー		後期（10-12月）	基礎地域医療学セミナー（1年）へ移行	大学	必修（地域枠）＋選択（地域枠以外）	学外から地域医療実践者や研究者を招き特別講演
3年		研究室配属	後期（10月）	後期（10-1月）	大学・自治医大・家庭医療クリニック・地域医療総合教育研修センター※	必修（特別養成枠は地域医療学講座に配属）	地域枠（特別養成枠）を対象に、地域医療の哲学・実践を学習するため、自治医大・奈儀ファミリークリニック・地域医療総合教育研修センターなどで、プライマリケアの現場を体験する。
	総合診療（症候学）		×	後期（11-1月）	大学	必修（全員）	新カリリキュラム（H30年度）で開始予定。総合診療の基本となる症候学と臨床推論をPBL、TBLの手法で学習させる。
4年		地域医療体験	後期（10-11月）	前期（4-7月）	鳥取県全域の病院、クリニック	必修（全員）	鳥取県全域のさまざまな階層の医療施設（クリニック・郡部の中小病院・総合病院など）を訪問し、各施設の医療特性を学び、多職種との交流をおこなう。
	臨床医学特論 1		後期（10-11月）	前期（4月）	大学	必修（全員）	学外から地域医療実践者や研究者を招き特別講演
		クリニカルラークシブ I（地域医療）	×	後期（1-3月）	地域医療総合教育研修センター※	各自 1 週間必修	プライマリケアに関する外来・病棟・在宅診療の実習
5年		クリニカルラークシブ I（地域医療）	前後期全体	前後期全体	地域医療総合教育研修センター※	各自 1 週間必修	プライマリケアに関する外来・病棟・在宅診療の実習
6年		クリニカルラークシブ II（地域医療）	前期（5-8月）	前後期（4-10月）	地域医療総合教育研修センター※	選択（4 週間単位）	プライマリケアに関する外来・病棟の実地実習、完全参加型で新患外来を担当し、主治医制でのぞむ

※地域医療総合教育研修センター：2014年に鳥取大学が鳥取県西部（日野町）の日野病院に設置、医学生・研修医など地域医療を志向する医療者育成のための教育サテライトセンターとして機能している。

